

# セミパーソナルジム NOTA GYM 利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (定義)

本規約において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- 「当社」とは、NOTA GYMを運営する個人事業主（代表：李 滝二）または今後これを法人化した場合の当該法人をいいます。
  - 屋号：NOTA GYM
  - 所在地：京都府京都市右京区西京極西池田町9 コスミック西京極201
  - 代表者：李 滝二
  - 事業内容：セミパーソナルジムおよびフィットネス施設の運営
- 「本施設」とは、当社が運営するセミパーソナルジム「NOTA GYM」の施設をいいます。
- 「会員」とは、当社と利用契約を締結し、本施設を利用する個人会員または法人会員（およびその従業員・構成員）をいいます。

### 第2条 (目的)

当社は、「運動を、最高の娯楽（遊び）へ。」という理念のもと、医療国家資格（理学療法士）の知見を活かした安全かつ効果的な運動空間を提供し、お客様が一生自分の足で人生を謳歌し、より豊かな人生を送ることに貢献することを目的とします。

### 第3条 (規約の適用)

- 本規約は、会員と当社との間における本施設の利用に関する一切の關係に適用されます。
- 当社は本規約のほか、本施設の利用に関するルール（以下「諸規則」）を定めることがあり、これらも本規約と一体として適用されます。
- 本規約と諸規則に矛盾が生じた場合は、別段の定めがない限り本規約が優先します。

## 第4条（規約の変更）

1. 当社は、消費者契約法、特定商取引法その他関係法令を遵守しつつ、本規約を合理的な範囲で変更することができます。
2. 変更内容が会員の権利を制限し、または義務を加重する場合は、変更日の少なくとも2週間前に、会員専用アカウントページへの掲載または登録メールアドレス・公式LINE等への通知により周知します。
3. 前項の通知後も継続して本施設を利用した場合、会員は変更後の規約に同意したものとみなします。

## 第5条（契約の確定性および解除制限）

1. 本施設の利用契約は、特定商取引法上の特定継続的役務提供には該当せず、法定のクーリングオフ制度の対象外です。当社は、入会前に体験の機会を提供し、料金・サービス内容・契約条件を書面および口頭で十分に説明したうえで入会契約を締結するため、会員は契約成立後、原則として契約の解除および既払金の返金を求めることはできません。
2. 会員は、入会申込時に以下のすべてを承諾したものとみなします。
  - ① 体験により、サービス内容を実際に確認したこと
  - ② 料金・契約期間・利用条件について説明を受け、理解したこと
  - ③ 自己の判断と責任において入会を決定したこと
  - ④ 契約成立後の解除・返金は、本条および第13条（退会）に定める場合に限られ、それ以外の主観的理由（「思っていたのと違った」「合わない」「忙しくなった」等）による解除・返金の請求は行わないこと
3. 前項にかかわらず、以下のいずれかの事由が客観的資料により証明された場合に限り、会員は契約成立日から起算して5日以内に、当社所定の書面を店舗に持参し、責任者との面談を経て、契約の解除を申し出ることができます。郵送、電子メール、電話、代理人による申出は原則受け付けません。
  - ① 医師の診断書により、医学的に本施設の利用が継続困難であることが証明された場合
  - ② 会員の責に帰さない事由による転居（本施設から片道50km以上）が住民票または賃貸借契約書等の客観的資料により証明された場合

- ③ 当社の役務提供に重大かつ客観的な瑕疵があり、当社がこれを認めた場合
4. 前項による解除の申出は、本契約が当社サービスへの初回入会であり、かつ過去に当社規約違反による退会経歴がない場合に限り受理します。
  5. 以下の契約は本条の解除制度の対象外とし、いかなる場合も解除・返金を行いません。当該契約の解約は第13条（退会）の規定に従います。
    - ① 継続割引プラン等による複数ヶ月の縛りがある契約
    - ② 回数券、前売チケット、パック商品、物販、サプリメント等
    - ③ キャンペーン価格、紹介割引等の特別料金が適用された契約
  6. 本条による解除が認められた場合、返金額は既収金額から、入会金、事務手数料、初回評価・プログラム設計料相当額、および既に消化したセッション利用料（定価換算）の実費、決済手数料を控除した額とします。控除合計額が実際の入金額を上回る場合の返金額はゼロとし、当社からの追加請求は行いません。
  7. 本条第3項により解除を申請し受理された者は、解除日から12ヶ月間、当社の全サービスについて再入会・新規申込はできません。

## 第2章 会員

### 第6条（入会資格）

以下の要件をすべて満たす方が入会できます。

- ・ 本規約および諸規則の内容を承認した方
- ・ 満18歳以上の方（未成年者は親権者の連署・同意が必要）
- ・ 医師等から運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がない方
- ・ 反社会的勢力（暴力団・暴力団員等）に該当せず、将来にわたり該当しないことを保証できる方
- ・ 同種または類似サービス（フィットネスジム経営・トレーナー等）に従事していない方、または従事していても当社が事前に承認した方
- ・ 有効な身分確認書類を提示できる方

- ・ 緊急連絡先を提供できる方
- ・ 日本語での意思疎通、または当社スタッフとの円滑なコミュニケーションが可能な方
- ・ 過去に当社で規約違反による除名・契約解除を受けていない方

## 第7条（入会手続き）

1. 本規約に同意のうえ、当社所定の入会申込手続き（公式LINEまたはWEBシステム）を行い、入会金、事務手数料および初月・翌月の会費を納入することで入会契約が成立します。
2. 当社は所定の審査の結果、入会をお断りする場合があります。その際、理由は開示しません。

## 第8条（会員区分）

会員区分は別途定める料金表のとおりとし、各区分の利用条件・予約方法等は別途定めま  
す（月4回、月6回、月8回、通い放題等）。

## 第9条（会員証・アカウント管理）

1. 当社は会員にWEB会員証またはログインID・パスワード（公式LINE連携システム等を含む）を発行します。
2. 会員証およびアカウントは第三者に貸与・譲渡することはできません。
3. 本人確認のため、当社が利用時に身分証の提示を求める場合があります。

# 第3章 会費・料金

## 第10条（会費・料金）

1. 会費・料金は別途定める料金表のとおりとします。
2. 支払方法は原則としてクレジットカード決済、または当社が指定する電子決済等とします。
3. 毎月20日に翌月分の会費を登録カードから決済します。20日に決済できなかった場合、月末までに順次再決済を行います。

4. 再決済後も未納の場合、現金または口座振込での支払いを求める場合があり、その際の振込手数料は会員の負担とします。
5. 退会手続き完了月分までの会費は、実際の利用の有無を問わず支払いが必要です。
6. 会費の滞納が生じた場合、法定の上限の範囲内で年14.6%の遅延損害金が発生します。

## 第 11 条 (返金)

支払済みの会費は、原則として返金しません。ただし、以下の場合は対象となった期間分の会費を日割等で返金します。

- ・ 当社の事情により施設の営業を完全に停止し、代替サービスの提供ができない場合
- ・ 当社の債務不履行により契約に定めるサービスの提供ができない場合
- ・ その他、消費者契約法等の法令により返金が義務付けられる場合

## 第 12 条 (料金変更)

当社は、経済情勢の変動・運営上の必要性がある場合に会費・料金を変更できます。変更する場合は第4条第2項の方法で事前に会員へ通知します。

# 第 4 章 退会・休会・変更

## 第 13 条 (退会)

1. 退会を希望する場合は、退会希望月の10日（営業時間内）までに本施設にて所定の退会申請手続きを完了させてください。11日以降の手続きは翌月末が退会日となります。
2. 未払債務がある場合、または施設備品の破損等に係る弁償が完了していない場合は、それらが解消されるまで退会手続きを受理できません。
3. 退会後も、施設内で知り得た他会員の個人情報や施設運営上の機密情報を第三者に開示してはならない守秘義務は継続します。

## 第 14 条 (会員資格の喪失)

会員は、以下の場合に会員資格を失います。

- ・ 第13条による退会手続きの完了
- ・ 第21条による除名処分
- ・ 会員の死亡
- ・ 当社の事業廃止または施設の完全閉鎖
- ・ 会費未納が2ヶ月間継続した場合（当社の催告に応じない場合）

## 第 15 条（会員区分の変更）

1. 会員区分（プラン）を変更する場合は、**変更希望月の前月10日までに**所定の手続きを完了させてください。期限後の手続きは翌々月からの適用となります。
2. 変更前プランに未払いがある場合、変更日までに完納が必要です。

## 第 16 条（休会）

1. 休会を希望する場合は、別途定める書類またはシステムでの手続きが必要です。申請時に必ず「復帰月」を指定してください。
2. 原則として、入会后3ヶ月間は休会できません（ただし、妊娠、怪我、病気等で医師の診断書がある場合を除く）。
3. 休会は年間2回まで、1回あたり最長3ヶ月とします。これを超えて延長する場合は再度申請が必要です。
4. 休会期間中は施設を利用できません。利用を希望する場合はビジター料金を別途支払うものとします。

## 第 5 章 施設利用・規則

### 第 17 条（利用規則の遵守）

会員は本施設の利用にあたり、本規約、諸規則、スタッフの指示および関係法令を遵守してください。

### 第 18 条（キャンセル・日程変更）

1. セッション（トレーニング）の予約キャンセル・変更は、**予約日前日の23:00まで**にシステム等から申請してください。

2. 前日23:00を過ぎたキャンセルおよび変更は「当日キャンセル」扱いとなり、当該セッション分1回が消化（カウント）されます。
3. 通い放題プランにおける当日キャンセルおよび無断キャンセルのペナルティは、第28条に定めるとおりとします。

## 第19条（入場制限・退場）

以下に該当する方には、入場禁止、退場、または利用制限を命じることがあります。

- 本規約・諸規則を遵守できない方
- 反社会的勢力に該当する方、またはその関係者
- 飲酒状態、あるいは薬物等を使用していると認められる方
- 医師等から運動を禁じられている方
- 集団感染のおそれがある疾病に罹患している方
- 他の会員やスタッフに迷惑をかける、または安全な運営を妨げると当社が判断した方
- 正当な理由なくスタッフの指示に従わない方

## 第20条（禁止事項）

会員は施設内において以下の行為をしてはなりません。

- 動物・ペットの持ち込み（盲導犬等、事前に当社が承認した場合を除く）
- 刃物、火気、その他危険物の持ち込み
- 施設内での飲酒および喫煙（電子タバコ等を含む）
- 許可なき施設内の撮影、録画、録音（他会員のプライバシーを侵害する行為）
- 施設、器具、備品の損壊、落書き、または許可なき持ち出し
- 他の会員、スタッフ、当社に対する誹謗中傷、嫌がらせ、名誉毀損行為
- 許可なき物品販売、営業行為、勧誘行為（宗教、マルチ商法、他ジムへの引き抜き等）
- 政治活動、署名活動

- 他の会員またはスタッフへの暴力、威嚇、ハラスメント行為
- 痴漢、盗撮、露出等の公序良俗に反する行為
- ストーカー行為（待ち伏せ、尾行、執拗な連絡等）
- タトゥー、刺青の故意の露出により、他の会員に不安や不快感を与える行為
- その他、前各号に準ずる施設運営を妨げる行為

## 第 21 条（除名）

1. 会員が以下のいずれかに該当する場合、当社は事前の催告なく除名（会員資格の剥奪）を行うことができます。
  - 本規約または諸規則への重大な違反、あるいは度重なる違反
  - 当社または本施設の名誉・信用を著しく傷つける行為（SNS等への誹謗中傷を含む）
  - 会費その他の債務の滞納が続き、当社の催告に応じない場合
  - 入会申込事項に重大な虚偽が判明した場合
  - アカウントや会員資格を第三者に貸与・譲渡・転売した場合
  - 同月中3回以上の無断キャンセルを行った場合
  - スタッフへの暴言、威嚇、または不当な過剰要求（カスタマーハラスメント）
  - その他、社会通念上、会員として不適切と認められる重大な行為
2. 除名処分となった場合、既払金の返金は一切行いません。また、除名された者は以降、当社の全サービスの利用および再入会はできません。

## 第 22 条（健康管理・免責）

1. 会員は自らの責任において健康管理を行い、自身の体力的・医学的限界を超えない範囲で施設を利用するものとします。
2. 当社は、会員が施設利用中に生じた負傷、疾病、後遺症、死亡等の事故について、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、一切の賠償責任を負いません。

3. 当社が損害賠償責任を負う場合であっても、当社の軽過失による場合は、直接かつ通常の損害（月会費相当額を上限とする）に限定され、逸失利益や間接損害は含まれません（消費者契約法の適用範囲に限る）。

## 第 23 条（損害賠償）

1. 会員が故意または過失により本施設の設備・器具を損壊した場合、会員はその損害（修理費用、営業補償等）を実費にて賠償する義務を負います。
2. 会員の行為により、当社または第三者（他の会員含む）に損害が生じた場合、会員は当該損害（法的対応に要した合理的費用を含む）を賠償するものとします。

## 第 24 条（紛失・忘れ物・盗難）

1. 施設内での貴重品および私物の管理は、会員自身が自己の責任において行うものとします。
  2. 当社の管理上の過失に起因しない盗難、紛失、お取り違え等について、当社は一切の補償責任を負いません。
- ・ 忘れ物・放置物については、発見日から1ヶ月間保管した後、処分の申し出がない場合は処分いたします。

## 第 25 条（変更事項の届出）

住所、電話番号、メールアドレス等の入会申込事項に変更が生じた場合は、速やかにシステム等から届け出てください。届出のない場合、当社からの通知は発送または送信をもって有効に到達したものとみなします。

## 第 26 条（地位の譲渡制限）

会員は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡、移転、または担保設定することはできません。

# 第 6 章 予約・回数管理・店舗運用

## 第 27 条（予約ルール）

1. 予約スケジュールは、当社が指定するシステムを通じて一定期間ごとに公開します。

2. 回数制プラン（月4回、月6回等）の会員は、契約回数の範囲内で予約が可能です。
3. 通い放題プラン（またはそれに準ずるプラン）の会員の予約制限は、システム維持および公平な利用確保のため、以下のとおり制限を設ける場合があります。
  - 同時に保有できる先予約は最大4回まで（消化後に都度追加可能）
  - 同日の通常セッション予約は1回まで（複数回利用時は別途チケットが必要）
4. 登録店舗以外の店舗（将来的な分店等）を利用する場合は、当社が別途定めるルールまたは追加料金に従うものとします。

## 第 28 条（キャンセルペナルティ）

通い放題プラン等の会員が、同月内に3回以上の「無断キャンセル」または「当日キャンセル（前日23:00以降）」を行った場合、当社は翌月の同時予約可能回数を制限する等のペナルティを課することができるものとします。この場合、プラン料金の減額や返金はありません。

## 第 29 条（回数の繰り越し）

1. 回数制プランにおいて当月中に消化できなかった利用回数は、当社が別途定める範囲内（例：翌月15日まで、最大〇回まで等）に限り繰り越しを認めます。
2. 退会が確定している最終月については、未消化分の翌月への繰り越しおよび返金は一切できません。

## 第 30 条（オープンジム利用）

1. 当社が通常セッション（指導付き）とは別に「オープンジム（自主トレ時間枠）」を設定する場合、その利用条件、付与されるチケット枚数、有効期限等はプランごとに別途定めます。
2. オープンジムチケットの未使用分は翌月へ繰り越しできず、当月末をもって失効します。

# 第 7 章 各種サービス・キャンペーン

## 第 31 条（ビジター利用）

1. 会員以外の者（ビジター）は、当社指定のビジター料金を支払うことで、施設を単発利用することができます。
2. ビジターについても、本施設の利用中は本規約の利用則および禁止事項等の規定がすべて準用されます。

## 第 32 条（入会キャンペーンおよび短期精算）

1. 入会時に割引や特典（入会金無料、初月会費割引等）が適用された場合、その適用条件として「〇ヶ月以上の継続在籍」等の縛りがあります。
2. 上記の条件期間満了前に会員都合により退会（または除名）となる場合、会員は受取った割引特典相当額（入会金・事務手数料・月会費の差額等）を、退会時に違約金ではなく「割引の調整金」として一括精算し、当社に支払うものとします。

## 第 8 章 営業・雑則

### 第 33 条（営業時間および休業）

1. 本施設の営業時間は別途定め、公式LINE、WEBサイト、または施設内掲示にてお知らせします。
2. 年末年始、お盆、施設点検、修繕、気象警報の発令、その他やむを得ない事由により、定期休業または臨時休業とする場合があります。臨時休業の場合は、事前に合理的な方法で告知します。

### 第 34 条（施設の閉鎖・運営廃止）

当社は、経営上の理由、天災地変、法令の改廃、その他事業継続が困難な事由が生じた場合、事前に会員に通知したうえで、施設の統合、閉鎖、または運営を廃止することができます。この場合、未消化の会費精算等については合理的な方法で別途精算を行います。

### 第 35 条（個人情報の取り扱い）

当社は、個人情報保護法および当社のプライバシーポリシーに基づき、会員の個人情報を適切に取り扱い、本施設の運営、サービス提供、安全管理、緊急連絡の目的にのみ使用します。

### 第 36 条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本規約の解釈および適用にあたっては、日本法を準拠法とします。

2. 本施設の利用に関して、会員と当社の間で裁判上の紛争が生じた場合、**京都地方裁判所**を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## **附則**

本規約は、2026年7月1日（NOTA GYM グランドオープン日）より施行します。